労働者が安全に働くために 新たな化学物質規制が 導入されます!

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました ~令和5年4月、6年4月に順次施行されます~

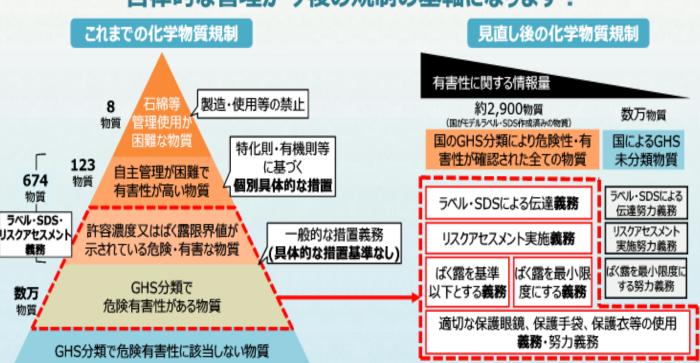
<u> 改正のポイント</u>

- (1) 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用 (4) 自律的な管理に向けた実施体制をせることが求められます。

※岡山労働局では、令和4年11月から5年3月までの間オンライン説明会を実施しています

案内はこちら→

自律的な管理が今後の規制の基軸になります!





岡山労働局・労働基準監督署

